



平成21年 6月22日

各 位

アイフル株式会社
 代表取締役社長 福田 吉孝
 (コード番号 8 5 1 5)
 (上場取引所 東証第1部・大証第1部)
 問い合わせ先 広報部長 小宮 勝之
 TEL 03-4503-6050 (広報部)
 03-4503-6100 (IR室)

(訂正) 平成21年3月期決算短信の一部訂正について

平成21年5月12日に発表いたしました「平成21年3月期 決算短信」の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正の報告をいたします。なお、訂正箇所は を付して表示しております。

【記】

1. 訂正箇所「平成21年3月期 決算短信」32ページ (税効果会計関係)

(訂正前)	(訂正後)
当連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <div style="text-align: right;">(%)</div> 法定実効税率 40.9 (調整) 住民税均等割 2.5 評価性引当額 △8.8 連結調整勘定償却 20.2 過年度法人税等 △29.4 事業税率差異 21.3 その他 △3.8 <hr/> 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 42.9	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <div style="text-align: right;">(%)</div> 法定実効税率 40.9 (調整) 評価性引当額 <u>△7.0</u> 連結調整勘定償却 20.2 過年度法人税等 <u>△6.8</u> <u>法定実効税率変更による影響</u> <u>△6.7</u> その他 <u>2.3</u> <hr/> 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 42.9
	3 <u>法定実効税率の変更</u> <u>連結財務諸表提出会社の主要な事業所の所在地である京都府において、事業税の超過税率の変更(平成20年10月1日以降に開始する事業年度より)に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を40.6%から40.9%に変更しております。</u> <u>なお、この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。</u>

2. 訂正箇所「平成21年3月期 決算短信」53ページ (税効果会計関係)

(訂正前)	(訂正後)																												
当事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△20.6</td> </tr> <tr> <td>過年度法人税等</td> <td style="text-align: right;">△20.4</td> </tr> <tr> <td>事業税率差異</td> <td style="text-align: right;">9.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.9</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9.7</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.9	(調整)		住民税均等割	0.9	評価性引当額	△20.6	過年度法人税等	△20.4	事業税率差異	9.8	その他	△0.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.7	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△19.4</td> </tr> <tr> <td><u>法定実効税率変更による影響</u></td> <td style="text-align: right;"><u>△10.4</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.4</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9.7</td> </tr> </table> <p><u>3 法定実効税率の変更</u></p> <p><u>当社の主要な事業所の所在地である京都府において、事業税の超過税率の変更（平成20年10月1日以降に開始する事業年度より）に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を40.6%から40.9%に変更しております。</u></p> <p><u>なお、この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。</u></p>	法定実効税率	40.9	(調整)		評価性引当額	△19.4	<u>法定実効税率変更による影響</u>	<u>△10.4</u>	その他	△1.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.7
法定実効税率	40.9																												
(調整)																													
住民税均等割	0.9																												
評価性引当額	△20.6																												
過年度法人税等	△20.4																												
事業税率差異	9.8																												
その他	△0.9																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.7																												
法定実効税率	40.9																												
(調整)																													
評価性引当額	△19.4																												
<u>法定実効税率変更による影響</u>	<u>△10.4</u>																												
その他	△1.4																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.7																												

※注記の記載内容の訂正であり、財務諸表への影響はございません。

以 上